

プラスチック管に関するガイドラインの改正に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

プラスチック管に関するガイドラインの改正に関する事項

改正理由

船上で使用するプラスチック管については、IMO が策定したプラスチック管の性能基準及び試験に関する指針(IMO 決議 A.753(18))に承認要領が規定されている。また、2010 年 11 月に開催された IMO 第 88 回海上安全委員会(MSC88)において、同指針の改正が IMO 決議 MSC.313(88)として採択されている。本会は既に同指針を規則に取り入れており、当該指針に従って船舶に使用されるプラスチック管の承認を行っている。

その後、IMO において同指針の更なる検討が行われた結果、2015 年 6 月に開催された MSC95 にて、火災試験方法コード(FTP コード)の試験基準にプラスチック管に対する発煙性及び毒性に関する試験基準を追加するとともに、火炎伝播性に関する試験方法を改める等の改正が IMO 決議 MSC.399(95)として採択された。

今般、IMO 決議 MSC.399(95)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 居住区域、業務区域、制御場所に設けられるプラスチック管に発煙性及び毒性試験を実施する旨規定した。
- (2) 本会の承認を受けたプラスチック管であって、発煙性及び毒性試験に適合しているものに表示する記号を明記した。
- (3) プラスチック管の火炎伝播性の試験方法を改めた。
- (4) 関連する国際条約の改正に合わせて、参照規則番号を改めた。